

## 事例2 脳・心臓疾患事案（広域ルート営業）

### ○ 労働時間認定のポイント（移動時間・持ち帰り残業・事業場外のみなし労働時間制）

- ・ 被災労働者は、営業先への移動には社用車を利用していた。  
移動時間は、使用者が、業務に従事するために必要な移動を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には労働時間に該当する。  
被災労働者の営業先への移動については、
  - ① 営業で使用する資料を常に大量に携行しなければならなかったこと
  - ② 大量の資料を携行するため、社用車を使用して移動するように指示されていたこと
  - ③ 専ら一人で出張し、自ら社用車を運転していたこと
  - ④ 営業活動の内容を事後的にはあるものの、使用者に報告していたことが確認されたことから、これらの状況を総合的に勘案して、業務の過重性の評価に当たっては、本事例の移動時間は労働時間に該当すると判断した。
- ・ 社用車での移動時間の算定に当たっては、インターネット検索により出発地、到着地の2点間の移動に要する想定時間を基に労働時間を推計した。高速道路走行区間は、ETCカードの入場退場記録により労働時間を推計した。
- ・ アメリカ出張に伴い休日に移動しているが、旅行中に物品の監視等の特段の指示はなく、機内や電車内で自由に過ごすことができるものであったことから、本事例では、労働時間には該当しないと判断した。
- ・ 請求人は、被災労働者が、自宅でもパソコンを開いて仕事をしていたと主張している。  
代表者の申述より、被災労働者は、月曜日に月報、出張清算書、営業日報を提出することや新しいカタログを作成することを義務付けられており、主として直行直帰で行う営業業務に従事していたため、事業場のみならず、自宅や宿泊したホテルでこれらの業務を行うことが当然に予定されていた。  
したがって、使用者の黙示の指示の下、自宅等で業務を行うことを余儀なくされていたものと判断し、本事例では、自宅やホテルに持ち帰って仕事を行った時間は労働時間に該当すると評価した。ただし、パソコンが立ち上がっている間、被災労働者が継続して労働に従事していたかは明らかでないことから、ファイルの更新、メールの送信等の時間的連続性を保ち労働していると推定できる時間を労働時間と推計した。
- ・ 被災労働者には事業場外労働に関するのみなし労働時間制が適用されていたが、被災労働者の労働実態を確認したところ、
  - ① 事業場外で行う業務は、関東、北陸、東海地域にある取引先へ社用車を使用しての営業活動であり、専ら被災労働者1名で取引先を訪問していたこと
  - ② 毎週月曜日に営業会議を行い、前週の営業報告、今週のおおむねの営業予定について、報告、情報共有等を行っていたこと
  - ③ 毎週月曜日に営業日報や経費精算書、領収証（ガソリン代を含む）、旅券、ETCの記出しており、被災労働者がどのような営業活動を行ったか事後的に具体的に把握していたこと
  - ④ 事業場外労働においては、営業活動の状況や方針など業務の遂行について、上司に

電話やメール、SNS等で報告し、具体的な業務指示や相互に業務連絡を受けていたこと  
が確認された。

以上により、事業場外で労働する場合であっても、使用者の具体的な指揮命令の下で業務を行っていたことから、労働時間を算定することが困難であった状況は認められず、事業場外労働に関するみなし労働時間制を適用することは妥当ではないと判断した。

労災部署は、被災労働者の実労働時間を可能な限り明らかにするために労働時間の調査を行った。調査の結果、実労働時間の算定が困難な日については、就業規則の規定を基に所定労働時間労働したものと推計した。

## 様式 1

脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の  
業務起因性の判断のための調査復命書

整理番号

〇〇局		〇〇署								復命年月日 令和2年12月17日	
署 長		副 署 長		課 長		給 調 官		係 長		係	
署長判決・指示事項						調 査 官	厚生労働事務官 〇〇〇〇				
1. 調査官意見のとおり決定する。 2. 下記事由により再調査を要する。						調 査 期 間	自 令和 2 年 6 月 29 日 至 令和 2 年 12 月 17 日				
						受付年月日	令和 2 年 6 月 29 日				
						請 求 種 別	<input type="checkbox"/> 療養 <input type="checkbox"/> 休業 <input checked="" type="checkbox"/> 遺族 <input checked="" type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他（ ）				
事 業 場	名 称	ウェルファー医療機器販売株式会社				代表者名	代表取締役 太原 斉				
	所在地	〒000-0000 〇〇県〇〇市				TEL	99 (9999) 9999				
	労働保険番号	99-9-99-999999-999									
	業 種	営業			労働者数	15 名					
被 災 労 働 者	ふりがな 氏 名	いまがわ げんき 今川 元気 (男・女)			生年月日	平成 2 年 1 月 26 日 ( 30 歳 )					
	住 所	〒000-0000 〇〇県〇〇市				TEL	99 (9999) 8888				
	職 種	〔常用・日雇〕			職 名	営業職					
	雇入年月日	平成 25 年 4 月 1 日									
請 求 人	ふりがな 今川 有希 (続柄 妻)										
病 状	請 求 時 の 疾 患 名	心臓性突然死									
	発 症 時 期	令和2年3月19日 午前・午後 (推定) (発症時年齢 30歳)									
	現 在 の 状 況	生存・死亡 (死亡年月日 令和2年3月19日 死亡時年齢 30歳)									
請 求 人 の 申 述	令和2年3月19日に出張先のホテルの客室内で倒れているところを発見された。 請求人は、被災労働者が倒れたのは過重労働が原因であるとして労災請求に至った。										
事 案 の 概 要	被災労働者は、平成25年4月より、広域ルート営業に従事する労働者である。令和 2年3月19日正午頃、ホテルの客室内で倒れているところをホテルの従業員に発見さ れ、救急搬送されたが、同日死亡確認された(死亡原因「心臓突然死」)。										

## 1 総合判断

総合判断	<p data-bbox="368 293 564 324">〔調査官の意見〕</p> <p data-bbox="354 362 946 398">本件は、〔 <u>業務上</u> ・ 業務外 〕と考える。</p> <p data-bbox="368 427 488 459">(理由)</p> <p data-bbox="360 479 1406 651">1 被災労働者に発症した疾病は、医証等から判断して「心臓性突然死」と認められることから、脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準（以下「認定基準」という。）の第2の2（3）の「心停止（心臓性突然死）」と認められる。</p> <p data-bbox="411 667 1254 698">また、発症日については、死亡確認された3月19日と判断できる。</p> <p data-bbox="360 763 1406 842">2 過重負荷については、下記2（1）及び（2）のとおり、「異常な出来事」及び「短期間の過重業務」は認められない。</p> <p data-bbox="360 907 1406 1178">3 下記2（3）のとおり、「長期間の過重業務」について、発症前1か月の時間外労働時間数は53時間9分、発症前2か月ないし6か月における1か月当たりの平均時間外労働時間のうち、最大となるのは発症前2か月平均の73時間58分であり、認定基準において業務と発症との関連性が強いとされている発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月ないし6か月における1か月当たりおおむね80時間の時間外労働時間数を下回っている。</p> <p data-bbox="379 1193 1406 1366">しかし、認定基準では発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね45時間を超えて時間外労働が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価できるとしているため、労働時間以外の負荷要因による身体的、精神的負荷が特に過重と認められるかどうかについて評価する必要がある。</p> <p data-bbox="379 1382 1406 1653">この点、本件では、労働時間以外の負荷要因として、発症前6か月間において、毎週月曜日に事業場で行われる営業会議に出席する以外のほとんどの日について、担当している営業エリア（関東、北陸、東海地区）に出張し、県外での宿泊も多く、1日の平均移動距離も約300kmに及んでいることが認められ、専門医も発症前6か月間の時間外労働時間数に加えて、出張が多い業務態様が本件疾病の発症に影響した可能性を示唆する意見を行っている。</p> <p data-bbox="379 1668 1406 1798">これらを総合的に判断すると、被災労働者は著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に従事したものであり、業務における明らかな過重負荷を受けたことにより、本件疾病を発症したものと認められる。</p> <p data-bbox="360 1863 1406 1942">4 以上より、本件は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に該当する疾病として取り扱うのが妥当である。</p>
------	---

## 2 過重負荷に関する事項及び過重性の評価

### (1) 異常な出来事

		資料No.	頁
異常な出来事に遭遇した日	年 月 日 午前・午後 時 分 (頃)		
発生場所			
異常な出来事の内容  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     出来事の大きさ、被害・加害の程度、恐怖感・異常性の程度、作業環境の変化の程度等を記載すること。                 </div>	発症直前から前日までの間に、異常な出来事への遭遇はない。		
現認者氏名	(職名 : )		
過重性の評価	異常な出来事は認められない。		

(2) 短期間の過重業務（発症前おおむね1週間）

						資料No.	頁	
労働時間			拘束時間	時間外労働時間数	休日等	○	○	
	発症日	3/19	0時間00分	0時間00分				
	発症日の前日	3/18	9時間00分	0時間00分				
	発症日の2日前	3/17	12時間36分	3時間36分				
	発症日の3日前	3/16	14時間03分	5時間03分				
	発症日の4日前	3/15	0時間00分	0時間00分	休日			
	発症日の5日前	3/14	0時間00分	0時間00分	休日			
	発症日の6日前	3/13	14時間21分	5時間21分				
	発症日の7日前	3/12	13時間03分	4時間03分				
	(発症日の8日前)	3/11	9時間00分	0時間00分				
	(発症日の9日前)	3/10	11時間24分	2時間24分				
	(発症日の10日前)	3/9	12時間37分	3時間37分				
労働時間以外の負荷要因	(労働時間以外の負荷要因をすべてチェックすること。) <input type="checkbox"/> 不規則な勤務 <input type="checkbox"/> 拘束時間の長い勤務 <input checked="" type="checkbox"/> 出張の多い業務 <input type="checkbox"/> 交代勤務・深夜勤務 <input type="checkbox"/> 作業環境(温度、騒音、時差) <input type="checkbox"/> 精神的緊張を伴う業務 <input type="checkbox"/> その他( )					○	○	
	負荷要因の状況	<b>【出張の多い業務】</b> 被災労働者は、発症前1週間のうち、12日、13日、16日、17日、18日、19日については、県外に出張しており、うち4日間は宿泊施設を利用していた。業務内容は営業活動であり、総移動距離は約1,650kmであった。						
過重性の評価	労働時間	発症前1週間の総労働時間数は、合計で58時間03分であり、休日が2日間確保されていることから、特に継続した長時間労働とまでは認められない。						
	労働時間以外の負荷要因	<b>【出張の多い業務】</b> 発症日を含む発症前1週間のうち6日間の県外出張を行っており、業務内容、移動の態様からしても、出張の多い業務であって、ある程度の負荷があったものと認められる。						
	総合評価	上記内容から、出張の多い業務に従事していたものと認められるが、発症前1週間の総労働時間数は58時間03分であり、休日が2日間確保されていることから、特に過重な業務に従事したとまでは認められない。						

(3) 長期間の過重業務（発症前おおむね6か月）

					資料No.	頁	
労働時間		拘束時間	時間外労働時間数	発症前2か月ないし6か月における1か月当たりの平均時間外労働時間(①)	○	○	
	発症前1か月	252時間09分	53時間09分				
	発症前2か月	278時間47分	94時間47分	2か月平均			73時間58分
	発症前3か月	232時間59分	43時間59分	3か月平均			63時間58分
	発症前4か月	234時間46分	57時間18分	4か月平均			62時間18分
	発症前5か月	224時間46分	71時間18分	5か月平均			64時間06分
	発症前6か月	246時間36分	64時間08分	6か月平均			64時間06分
	総合評価の期間	発症前2か月平均		①のうち時間外労働時間数が最大となる期間又は発症前1か月において月100時間か、2か月ないし6か月平均月80時間を超える最小期間を記載すること。			
総合評価期間における労働時間以外の負荷要因	(労働時間以外の負荷要因をすべてチェックすること) <input type="checkbox"/> 不規則な勤務 <input type="checkbox"/> 拘束時間の長い勤務 <input checked="" type="checkbox"/> 出張の多い業務 <input type="checkbox"/> 交代勤務・深夜勤務 <input type="checkbox"/> 作業環境(温度、騒音、時差) <input type="checkbox"/> 精神的緊張を伴う業務 <input type="checkbox"/> その他( )				○	○	
負荷要因の状況	<b>【出張の多い業務】</b> 被災労働者は、発症前6か月間において出張が102日間、うち宿泊が65日間となっている。出張日については、いずれも一人で社用車を運転して移動しており、1日の平均移動距離は約300kmに及んでいることが認められた。						
発症前6か月より以前	特に認められない。 (発症前6か月より前から継続している身体的、精神的負荷が認められる場合には、労働時間を含む負荷要因について記載すること。						
過重性の評価	労働時間	発症前1か月の時間外労働時間数は53時間09分、発症前2か月ないし6か月における1か月当たりの平均時間外労働時間のうち、最大となるのは発症前2か月平均の73時間58分であった。					
	労働時間以外の負荷要因	<b>【出張の多い業務】</b> 発症前6か月間に102日間の出張を行っており、業務内容、移動の態様からしても、相当程度の負荷があったものと認められる。					

総合評価	<p>本件の労働時間については、発症前1か月の時間外労働時間数は53時間09分、発症前2か月ないし6か月における1か月当たりの平均時間外労働時間のうち、最大となるのは発症前2か月平均の73時間58分であり、認定基準において業務と発症との関連性が強いとされている発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月ないし6か月における1か月当たりおおむね80時間の時間外労働時間数を下回っている。</p> <p>しかし、認定基準では発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね45時間を超えて時間外労働が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価できるとしているため、労働時間以外の負荷要因による身体的、精神的負荷が特に過重と認められるかどうかについて評価する必要がある。</p> <p>本件では、労働時間以外の負荷要因として発症前6か月間において、102日間に及ぶ出張（うち65日間は宿泊を伴う出張）があり、1日の平均移動距離も約300kmに及んでいることが認められることから、被災労働者は著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認められる。</p>
------	--



### 3 就業条件等一般的事項

				資料No.	頁
職 歴  〔主要なものを記載すること。〕	事業場名	期 間	職 種	○	○
	ウェルファー医療 機器販売株式会社	平成 25 年 4 月～令和 2 年 3 月	営業		
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等  〔被災労働者について記載すること。〕	所定労働時間 (1日) 8時00分、(1週間) 40時00分 〔 所定始業時刻：9時00分、所定終業時刻：18時00分 所定休憩時刻：12時00分～13時00分 (休憩時間：1時間) 〕			○	○
	所定休日 〔週休1日制・隔週週休2日制・ <u>完全週休2日制</u> 〕 (その他)			○	○
	労働時間制度〔1か月単位変形労働時間制・1年単位変形労働時間制・フレックスタイム制・裁量労働制〕 (その他) なし			○	○
	勤務形態 〔 <u>日勤勤務</u> ・2直2交替制(日勤・夜勤)・3直3交替制〕 (その他)			○	○
	出退勤の管理状況 〔 <input checked="" type="checkbox"/> タイムカード <input type="checkbox"/> 出勤簿 <input type="checkbox"/> 管理者による確認 <input type="checkbox"/> 本人の申告 〕 (その他)			○	○
	就業規則の有無 〔 <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 〕			○	○
	賃金規程の有無 〔 <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 〕			○	○
	その他特記事項  なし				

<p>被災労働者の日常業務</p> <p>（具体的に記載すること）</p>	<p>1 ウェルファー医療機器販売株式会社は、アメリカの医療機器の製造メーカーの日本代理店であり、日本国内の医療機関への営業販売を行っている。</p> <p>2 課長以下3名で販売エリアを分担しており、担当エリアの取引先に対する営業活動を行うもの。</p> <p>3 被災労働者は、関東、北陸、東海地域を担当していた。</p>	○	○
<p>事業場（所属部署）内における被災労働者の位置</p> <p>（組織図により表すとともに、聴取実施者には○を付記すること。）</p>	<pre> graph TD     A[代表取締役 朝比奈 泰] --- B[部長 岡部 信行]     B --- C[課長 関口 司]     C --- D[今川 元気 (被災労働者)]     D --- E[係員 共伊 直樹]   </pre>	○	○

#### 4 出現した症状に関する事項

		資料No.	頁
疾患名	脳内出血（脳出血）・くも膜下出血・脳梗塞・高血圧性脳症・心筋梗塞・狭心症・ <span style="border: 1px solid black;">心停止（心臓性突然死を含む。）</span> ・解離性大動脈瘤 その他（ ）	○	○
症状の出現日	令和2年3月19日 <span style="border: 1px solid black;">午前</span> ・午後（推定）	○	○
症状の出現時の状況	令和2年3月19日正午頃、チェックアウト時刻を過ぎても部屋から出てこないため、ホテル従業員が、被災労働者の様子を見に行ったところ、客室内で倒れているところを発見され、救急搬送されたが、同日死亡確認された（死亡原因「心臓突然死」）。	○	○
前駆症状	有〔頭痛・胸部痛・その他（ ）〕・ <span style="border: 1px solid black;">無</span> 出現日： 年 月 日 午前・午後 時 分（頃）	○	○

5 被災労働者の身体の状況等に関する事項

				資料No.	頁	
健康診断 結果	定期健康診断等の実施 [ <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 ]			○	○	
	実施時期	異常所見	内 容			
	R 元年 9 月	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	心室性期外収縮 (疑)			
	H31 年 10 月	有 ・ <input type="checkbox"/> 無				
	H30 年 9 月	有 ・ <input type="checkbox"/> 無				
身長 : 176 cm 体重 : 78.2 kg						
労働安全 衛生法第 66条の8 の面接指 導の実施 状況	面接指導の実施 [ 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ]					
	実施時期	内 容				
	年 月					
	年 月					
既往歴  (脳・心臓疾患と関連の深い疾患名について記載すること。)	既往歴 [ 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ]				○	○
	疾患名	発症時期	治療期間	医療機関名		
		年 月	年 月 ~ 年 月			
		年 月	年 月 ~ 年 月			
		年 月	年 月 ~ 年 月			
		年 月	年 月 ~ 年 月			
家族の脳・ 心臓疾患 の既往歴	氏 名	続柄	疾 患 名	発症時年齢		
嗜好等	喫煙 [ <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 ] 1日当たりの本数 (15本) 喫煙歴 (10年)			○	○	
	特記事項 ( )					
	飲酒 [ <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 ] 1回当たりの飲酒量 ( 350ml ) 程度 ( 毎日 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 週3回 )					
特記事項 ( )			○	○		
食事の好み等 ( 好 : なし 嫌 : なし )						

## 6 主治医・産業医・専門医の意見

		資料 No.	頁
主治医の意見書 〔有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無〕	<p>(概要) 菅沼病院 菅沼加奈 医師</p> <p>解剖所見から、頭蓋内に出血は認めず、顕著な心肥大と頸部リンパ節の腫大、気管及び気管支壁に泡沫状痰の付着を認めた。冠状動脈や動脈に硬化の所見は認められず、急性の循環不全による心臓突然死として矛盾しない所見であった。</p> <p>診療記録等の収集〔有・<input checked="" type="checkbox"/>無〕</p>		
産業医の意見書 〔有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無〕	(概要)		
請求人が提出した医師の意見書 〔有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無〕	(概要)		
専門医（局医等）の意見書 〔 <input checked="" type="checkbox"/> 有・無〕	<p>(概要) 令和2年12月10日付け地方労災医員 天野景太 医師</p> <p>解剖記録からは被災労働者の死亡原因は心臓性突然死と推定される。</p> <p>発症前2か月の時間外労働時間数は73時間58分であり、認定基準の時間外労働時間数の要件は満たさないが、発症前6か月間において、102日間に及ぶ出張があり、自ら車を運転し、1日の平均移動距離も約300kmに及んでいることから、出張が多い業務と認められ、労働時間以外の負荷要因を加味すると、被災労働者は特に過重な業務に従事したと判断される。</p>	○	○

労働時間を認定した根拠

	資料 No.	頁
<p>(労働時間の把握方法)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>タイムカード      <input checked="" type="checkbox"/>出勤簿・業務日報等      <input type="checkbox"/>施錠記録・警備記録等</p> <p><input type="checkbox"/>本人の申告      <input type="checkbox"/>管理者による確認      <input checked="" type="checkbox"/>上司・同僚からの聴取</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>その他 (パソコンのログイン・ログオフの記録、メールの送受信記録、ETC の記録、アメリカツアー工程表)</p>		
<p>(労働時間の推計方法)</p> <p>1 原則的な考え方</p> <p>(1) 原則として、就業規則上の所定労働時間である 9 時から 18 時を所定労働時間とする。</p> <p>(2) 事業場に出勤した日の始業時刻・終業時刻は、タイムカードの打刻時間を基礎としつつ、以下のとおりと評価した。</p> <p>ア 事業場で勤務を行う日</p> <p>事業場で勤務を行う日のタイムカードの打刻をみると、被災労働者は、概ね 8 時 45 分から 8 時 55 分頃に出勤していることから、所定始業時刻の 9 時から始業したものと算定した。</p> <p>イ 事業場に出勤した後に出張した日</p> <p>出張先に直行せず、事業場に出勤した後に営業先に出張している日について、代表者及び同僚労働者に確認したところ、被災労働者は、事業場に出勤し、資料の作成、カタログの補充等営業に必要な用務を済ませた後に、出張に出ていると申述していることから、事業場に出勤した後に出張に出ている日は、顧客とのアポイントメントの時間に間に合うよう所定始業時刻前に出勤し、営業活動に伴う業務を行った後に出張に出るものであることから、タイムカードを打刻した時刻から労働時間と算定した。</p> <p>ウ 出張から事業場に戻ってから勤務を終えた日</p> <p>出張先から直帰することが認められていたが、出張後事業場に戻っている日について、代表者及び同僚労働者に確認したところ、被災労働者は、事業場に戻り営業日報、出張精算書、カタログ作成、カタログの補充等を行っていたことから、タイムカードを打刻した時刻までを労働時間と算定した。</p> <p>(3) 被災労働者は、週のほとんどを事業場から貸与された社用車を使用して、自らの担当エリア (関東、北陸、東海地域) の取引先に対する営業活動を行っていた。</p> <p>取引先等への移動時間については、代表者の申述より、</p> <p>① 約 40 ページにわたる医療機器のカタログや説明資料等、営業で使用す</p>	○	○

<p>る資料を入れた鞆を2つ常備し、それを常に携行しなければならなかったこと</p> <p>② 大量の資料を携行するため、社用車で客先に訪問するように指示されていたこと</p> <p>③ 出張は専ら単独で行い、自ら社用車の運転を行っていたこと</p> <p>④ 営業日報や経費精算書、領収証（ガソリン代を含む）、旅券、ETCの記録は、原則として1週間に1回、事業場に提出することになっており、原則として、どこでどのような営業活動を行っていたのかは事後的に具体的に把握されていたことが確認された。</p> <p>以上のことから、社用車による移動時間は、使用者に業務に従事するために必要な移動を命じられ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていなかったものと認められることから、労働時間に該当すると判断した。</p> <p>(4) 被災労働者には事業場外労働に関するみなし労働時間制が適用されていたが、被災労働者の労働実態を確認したところ、</p> <p>① 事業場外で行う業務は、関東、北陸、東海地域にある取引先へ社用車を使用しての営業活動であり、専ら被災労働者1名で取引先を訪問していたこと</p> <p>② 毎週月曜日に営業会議を行い、前週の営業報告、今週のおおむねの営業予定について、報告、情報共有等を行っていたこと</p> <p>③ 毎週月曜日に営業日報や経費精算書、領収証（ガソリン代を含む）、旅券、ETCの記録を提出しており、被災労働者がどのような営業活動を行ったか事後的に具体的に把握していたこと</p> <p>④ 事業場外労働においては、営業活動の状況や方針など業務の遂行について、上司に電話やメール、SNS等で報告し、具体的な業務指示や相互に業務連絡を受けていたことが確認された。</p> <p>以上により、事業場外で労働する場合であっても、使用者の具体的な指揮命令の下で業務を行っていたことから、労働時間を算定することが困難であった状況は認められず、事業場外労働に関するみなし労働時間制を適用することは妥当ではないと判断した。</p> <p>(5) 事業場外で業務に従事し、上記(1)から(4)によってもなお、労働時間の算定が困難な場合については、就業規則に規定されている所定労働時間（9時から18時までの8時間、休憩1時間）労働したものと算定した。</p> <p>2 個別判断</p> <p>(1) 運転時間について</p> <p>発症前6か月間の社用車の使用状況、出張の状況、ETCの入出記録等をもとに労働時間を算定した。</p>		
--	--	--

取引先からインターチェンジ（以下「IC」という。）まで、自宅や宿泊ホテルからICまで、事業場から取引先まで、自宅や宿泊ホテルから取引先まで等の相互間の移動時間は、インターネットで当該移動時間を検索し、想定される時間を基に算定した。

高速道路走行中は、ICに入った時間からICを出るまでの時間により算定した。なお、IC間の移動時間が、インターネットの検索で想定される時間より長い場合であっても、事故や渋滞等の可能性があることを考慮して、労働時間から控除しないで算定した。

(2) 営業先での労働時間について

営業先での労働時間は、代表者、同僚労働者からの申述を基に、1か所あたり1時間で算定した。

(3) 自宅や宿泊ホテルでの労働時間について

代表者の申述によると、出張に要した費用を精算するため、毎週月曜日に経理に提出する月報、出張精算書、営業日報を作成する必要があったこと、また、新しいカタログを作成するように指示されていたことが確認されている。

代表者の申述より、多くの労働日において、直行直帰やホテルに宿泊するような勤務体系であるため、これらの作業を事業場内のみならず、自宅や出張先ホテルで行うことが当然に予定されていたことから、自宅や宿泊先ホテル等でパソコンの操作を行っている時間は、労働時間に該当すると判断した。なお、自宅や宿泊先ホテル等でのパソコンの使用時間は、ログオン、ログオフの時間をそのまま採用するのではなく、その間にファイルの更新やメールの送信が行われ、時間的連続性を保っていて作業を行っているとして評価できる場合に労働時間として算定した。

(4) アメリカ出張について

令和2年2月9日から同月15日（令和2年2月9日及び同月15日は休日の移動日）にかけてアメリカに出張した。これは、4年に1回行われている医療機器の展示会への出張で、展示会への参加以外にも工場見学等を兼ねた研修を目的としているものだった。

アメリカ出張については、代表者、同僚労働者の申述より、「アメリカツアー行程表」に基づき行動していたことが確認されたため、アメリカツアー行程表により労働時間を算定した。なお、令和2年2月9日及び同月15日は、日本とアメリカ間を休日に移動したものであるが、移動中に物品の監視等使用者からの別段の指示はなく、また、移動時間は自由に過ごすことができるものであったため、アメリカ出張における日本とアメリカの移動時間は、労働時間とは評価しない。

(5) 休憩について

同僚労働者の申述より、おおむね休憩は取得できたと判断されることから、就業規則に規定されているとおり1時間休憩したと算定した。

労働時間集計表 ( 2月18日 ~ 3月18日 )

(発症前(1)か月目)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
3 / 18 (水)	9:00 ~ 18:00	9:00	8:00	①    58:03	⑥ = ① - 40    18:03
3 / 17 (火)	7:24 ~ 21:07	12:36	11:36		
3 / 16 (月)	5:40 ~ 19:43	14:03	13:03		
3 / 15 (日)	休日				
3 / 14 (土)	休日				
3 / 13 (金)	5:59 ~ 20:20	14:21	13:21		
3 / 12 (木)	9:07 ~ 23:17	13:03	12:03		
3 / 11 (水)	9:00 ~ 18:00	9:00	8:00	②    48:39	⑦ = ② - 40    8:39
3 / 10 (火)	8:27 ~ 19:51	11:24	10:24		
3 / 9 (月)	6:12 ~ 18:49	12:37	11:37		
3 / 8 (日)	休日				
3 / 7 (土)	休日				
3 / 6 (金)	8:13 ~ 21:08	10:30	9:30		
3 / 5 (木)	7:47 ~ 17:55	10:08	9:08		
3 / 4 (水)	9:00 ~ 18:00	9:00	8:00	③    56:30	⑧ = ③ - 40    16:30
3 / 3 (火)	6:14 ~ 18:40	12:26	11:26		
3 / 2 (月)	9:00 ~ 18:00	9:00	8:00		
3 / 1 (日)	休日				
2 / 29 (土)	10:04 ~ 19:35	9:31	8:31		
2 / 28 (金)	5:55 ~ 17:25	11:30	10:30		
2 / 27 (木)	8:19 ~ 19:22	11:03	10:03		
2 / 26 (水)	8:22 ~ 18:33	10:11	9:11	④    48:30	⑨ = ④ - 40    8:30
2 / 25 (火)	6:09 ~ 18:49	12:40	11:40		
2 / 24 (月)	休日				
2 / 23 (日)	休日				
2 / 22 (土)	8:25 ~ 19:38	11:13	10:13		
2 / 21 (金)	9:00 ~ 19:29	10:29	9:29		
2 / 20 (木)	10:29 ~ 19:26	8:57	7:57		
2 / 19 (水)	7:27 ~ 18:24	10:57	9:57	⑤ 17:27	⑩ = ⑤ - 16 ) 1:27
2 / 18 (火)	9:00 ~ 17:30	8:30	7:30		
合 計		252:09		①～⑤ 229:09	⑥～⑩ 53:09



労働時間集計表 ( 1月19日 ~ 2月17日 )

(発症前(2)か月目)

	労働時間 (始業~終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間 数	時間外 労働時間数
2 / 17 (月)	9:00 ~ 23:30	14:30	13:30	①  63:30	⑥ = ① - 40  23:30
2 / 16 (日)	休日				
2 / 15 (土)	休日				
2 / 14 (金)	8:30 ~ 22:00	13:30	12:30		
2 / 13 (木)	8:30 ~ 22:00	13:30	12:30		
2 / 12 (水)	8:30 ~ 22:00	13:30	12:30		
2 / 11 (火)	8:30 ~ 22:00	13:30	12:30		
2 / 10 (月)	8:30 ~ 22:00	13:30	12:30	②  44:30	⑦ = ② - 40  4:30
2 / 9 (日)	休日				
2 / 8 (土)	休日				
2 / 7 (金)	9:00 ~ 18:00	9:00	8:00		
2 / 6 (木)	9:00 ~ 18:00	9:00	8:00		
2 / 5 (水)	9:00 ~ 18:00	9:00	8:00		
2 / 4 (火)	9:00 ~ 18:00	9:00	8:00		
2 / 3 (月)	9:00 ~ 18:00	9:00	8:00	③  68:27	⑧ = ③ - 40  28:27
2 / 2 (日)	8:30 ~ 20:00	11:30	10:30		
2 / 1 (土)	8:06 ~ 22:24	12:56	11:56		
1 / 31 (金)	8:06 ~ 19:29	11:23	10:23		
1 / 30 (木)	9:35 ~ 18:05	8:30	7:30		
1 / 29 (水)	7:42 ~ 19:40	11:58	10:58		
1 / 28 (火)	9:00 ~ 19:10	10:10	9:10		
1 / 27 (月)	5:37 ~ 17:09	11:32	10:32	④  68:11	⑨ = ④ - 40  28:11
1 / 26 (日)	休日				
1 / 25 (土)	7:56 ~ 19:13	11:17	10:17		
1 / 24 (金)	9:00 ~ 18:28	9:28	8:28		
1 / 23 (木)	6:03 ~ 20:28	14:25	13:25		
1 / 22 (水)	4:35 ~ 18:52	14:17	13:17		
1 / 21 (火)	5:38 ~ 18:50	13:12	12:12		
1 / 20 (月)	9:00 ~ 20:09	11:09	10:09	⑤  10:09	⑩ = ⑤ - 0 )  10:09
1 / 19 (日)	休日				
合 計		278:47		①~⑤ 254:47	⑥~⑩ 94:47

(発症前3か月目以前は省略)

労働時間算定資料

	日付	曜日	所定と評価		始業	終業	休憩等	労働時間	合計	備考
1	3月18日	水	○	1	9:00	18:00	1:00	8:00	8:00	出張（労働時間算定しがたい）
				2				0:00		
2	3月17日	火		1	7:24	19:08	1:00	10:44	11:36	出張 宿泊ホテルでのPC作業を評価
				2	20:15	21:07	0:00	0:52		
3	3月16日	月		1	5:40	19:43	1:00	13:03	13:03	営業会議後に出張
				2				0:00		
4	3月15日	日		1	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	
				2				0:00		
5	3月14日	土		1	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	
				2				0:00		
6	3月13日	金		1	5:59	20:20	1:00	13:21	13:21	出張
				2				0:00		
7	3月12日	木		1	9:07	9:28	0:00	0:21	12:03	宿泊ホテルでのPC作業を評価 出張（ホテルを出た時間を推計し評価）
				2	10:35	23:17	1:00	11:42		
8	3月11日	水	○	1	9:00	18:00	1:00	8:00	8:00	出張（労働時間算定しがたい）
				2				0:00		
9	3月10日	火		1	8:27	19:51	1:00	10:24	10:24	出張
				2				0:00		
10	3月9日	月		1	6:12	18:49	1:00	11:37	11:37	営業会議後に出張
				2				0:00		
11	3月8日	日		1	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	
				2				0:00		
12	3月7日	土		1	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	
				2				0:00		
13	3月6日	金		1	8:13	17:18	1:00	8:05	9:30	出張 自宅でのPC作業を評価
				2	19:43	21:08		1:25		
14	3月5日	木		1	7:47	17:55	1:00	9:08	9:08	事務所出勤後に出張
				2				0:00		
15	3月4日	水	○	1	9:00	18:00	1:00	8:00	8:00	出張（労働時間算定しがたい）
				2				0:00		
16	3月3日	火		1	6:14	18:40	1:00	11:26	11:26	出張
				2				0:00		
17	3月2日	月		1	9:00	18:00	1:00	8:00	8:00	営業会議（事務所勤務）
				2				0:00		
18	3月1日	日		1	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	
				2				0:00		
19	2月29日	土		1	10:04	19:35	1:00	8:31	8:31	休日出張
				2				0:00		
20	2月28日	金		1	5:55	17:25	1:00	10:30	10:30	事務所出勤後に出張
				2				0:00		
21	2月27日	木		1	8:19	19:22	1:00	10:03	10:03	出張
				2				0:00		
22	2月26日	水		1	8:22	18:33	1:00	9:11	9:11	出張
				2				0:00		
23	2月25日	火		1	6:09	18:49	1:00	11:40	11:40	営業会議後に出張
				2				0:00		
24	2月24日	月		1	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	
				2				0:00		
25	2月23日	日		1	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	
				2				0:00		
26	2月22日	土		1	8:25	19:38	1:00	10:13	10:13	
				2				0:00		
27	2月21日	金		1	9:00	19:29	1:00	9:29	9:29	事務所勤務
				2				0:00		
28	2月20日	木		1	10:29	19:26	1:00	7:57	7:57	出張
				2				0:00		
29	2月19日	水		1	7:27	18:24	1:00	9:57	9:57	事務所出勤後に出張
				2				0:00		
30	2月18日	火		1	9:00	12:29	0:00	3:29	7:30	自宅でのPC作業を評価
				2	12:29	17:30	1:00	4:01		

「所定と評価」は、事業場外で業務に従事し、かつ、労働時間の算定が困難な日であるため、所定労働時間労働したと評価したものの。

	日付	曜日	所定と評価	始業	終業	休憩等	労働時間	合計	備考	
1	2月17日	月		1	9:00	23:30	1:00	13:30	13:30	営業会議後に出張
				2				0:00		
2	2月16日	日		1				0:00	0:00	
				2				0:00		
3	2月15日	土		1				0:00	0:00	移動（アメリカから日本）
				2				0:00		
4	2月14日	金		1	8:30	22:00	1:00	12:30	12:30	アメリカ出張「アメリカツアー工程表」により評価
				2				0:00		
5	2月13日	木		1	8:30	22:00	1:00	12:30	12:30	アメリカ出張「アメリカツアー工程表」により評価
				2				0:00		
6	2月12日	水		1	8:30	22:00	1:00	12:30	12:30	アメリカ出張「アメリカツアー工程表」により評価
				2				0:00		
7	2月11日	火		1	8:30	22:00	1:00	12:30	12:30	アメリカ出張「アメリカツアー工程表」により評価
				2				0:00		
8	2月10日	月		1	8:30	22:00	1:00	12:30	12:30	アメリカ出張「アメリカツアー工程表」により評価
				2				0:00		
9	2月9日	日		1				0:00	0:00	移動（日本からアメリカ）
				2				0:00		
10	2月8日	土		1				0:00	0:00	
				2				0:00		
11	2月7日	金		1	9:00	17:00	1:00	7:00	8:00	事務所勤務 出張前ミーティング
				2	17:00	18:00		1:00		
12	2月6日	木		1	9:00	17:00	1:00	7:00	8:00	事務所勤務 出張前ミーティング
				2	17:00	18:00		1:00		
13	2月5日	水		1	9:00	17:00	1:00	7:00	8:00	事務所勤務 出張前ミーティング
				2	17:00	18:00		1:00		
14	2月4日	火	○	1	9:00	18:00	1:00	8:00	8:00	出張（労働時間算定しがたい）
				2				0:00		
15	2月3日	月		1	9:00	17:00	1:00	7:00	8:00	営業会議（事務所勤務） 出張前ミーティング
				2	17:00	18:00		1:00		
16	2月2日	日		1	8:30	20:00	1:00	10:30	10:30	休日出張
				2				0:00		
17	2月1日	土		1	8:06	19:55	1:00	10:49	11:56	休日出張 自宅でのPC作業を評価
				2	21:17	22:24		1:07		
18	1月31日	金		1	8:06	19:29	1:00	10:23	10:23	事務所勤務
				2				0:00		
19	1月30日	木		1	9:35	18:05	1:00	7:30	7:30	出張
				2				0:00		
20	1月29日	水		1	7:42	19:40	1:00	10:58	10:58	出張
				2				0:00		
21	1月28日	火		1	9:00	19:10	1:00	9:10	9:10	事務所勤務
				2				0:00		
22	1月27日	月		1	5:37	17:09	1:00	10:32	10:32	営業会議後に出張
				2				0:00		
23	1月26日	日		1	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	
				2				0:00		
24	1月25日	土		1	7:56	19:13	1:00	10:17	10:17	休日出張
				2				0:00		
25	1月24日	金		1	9:00	18:28	1:00	8:28	8:28	事業場勤務
				2				0:00		
26	1月23日	木		1	6:03	20:28	1:00	13:25	13:25	出張
				2				0:00		
27	1月22日	水		1	4:35	18:52	1:00	13:17	13:17	出張
				2				0:00		
28	1月21日	火		1	5:38	18:50	1:00	12:12	12:12	出張
				2				0:00		
29	1月20日	月		1	9:00	20:09	1:00	10:09	10:09	営業会議後に出張
				2				0:00		
30	1月19日	日		1	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	
				2				0:00		

（発症前3か月目以前は省略）